

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課長

視覚障害者に対する的確な雇用支援の実施について

障害者の職業紹介業務の推進について、日頃よりご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、公共職業安定所における視覚障害者の就職状況を見ると、「あんま・マッサージ・指圧、鍼、灸業（いわゆる「あはき業」）」への就職が大部分を占めており、視覚障害者の職域は、依然として、伝統的な職域とされる「あはき業」に大きく依存していると言わざるを得ないのが現状であるが、近年の IT 技術の急速な発達・普及等を背景として、少なからぬ視覚障害者が事務職に就職しているなど、視覚障害者の職域の拡大も見られるところである。

一方、在職中に視覚障害を受障した者の雇用の継続が大きな課題となっているところであり、公共職業安定所における視覚障害者の雇用の促進と安定のための一層的確な支援が求められている。

そのため、下記のとおり、視覚障害者の職域の現状、視覚障害者の職業能力開発の状況、就労支援に係る情報、社会資源について整理するとともに、視覚障害者就職支援及び雇用継続支援のポイントをお示しするので、これらを活用し、視覚障害者に対する的確な支援を実施していただくようお願いする。

なお、本通知の内容については、職業能力開発局及び社会・援護局障害保健福祉部並びに文部科学省と協議済みであることを申し添える。

記

1 視覚障害者の就職等の状況

(1) 公共職業安定所における職業紹介等の状況

平成 18 年 3 月 22 日付け職高障発第 0322002 号「視覚障害者の職業紹介状況の把握について」により、公共職業安定所における視覚障害者の職業紹介状況について報告いただいているところであるが、当該報告により平成 18 年 4 月から 12 月における公共職業安定所の職業紹介による視覚障害者の就職状況を見ると、産業別には、

視覚障害者の半数が「医療、福祉業」に就職しており、重度視覚障害者に限定するとその割合は約7割となっていることが特徴である。

職業別に見ると、視覚障害者の過半数、重度視覚障害者では4分の3が「専門的・技術的職業」への就職であり、さらに、この大部分（8割超）が「あはき業」への就職となっている。産業別に見た「医療、福祉業」への就職が多いのは、この「あはき業」への就職によるものであると考えられる。また、企業において社員の健康管理に携わる「ヘルスキーパー」や、介護保険法による指定介護老人福祉施設において入所者の運動機能の維持向上に携わる「機能訓練指導員」という、「あはき」の専門技能を活かした職業への就職もある。

一方、視覚障害者の14%超、重度視覚障害者についても1割超が「事務的職業」に就職していることに留意されたい。これは画面情報の音声読み上げによりアプリケーションソフトを操作することを可能とするソフトウェアをはじめとする最近のIT技術、就労支援機器の発達・普及とその活用によるものである（別添1参照）。

(2) 視覚障害者の職域の状況

(1)で見たように、視覚障害者の職域としては、伝統的な職業とされる、いわゆる「あはき業」が占める割合が依然として大きい状況にあることは事実であるが、別添2にも示されているように、その職域は確実に拡大しており、視覚障害者の雇用を支援するに当たって、このことを的確に理解しておくことが不可欠である。

(3) 視覚障害者の職業能力開発の状況

平成18年に実施された視覚障害者を対象とした職業訓練の実績は、別添3のとおりとなっている。

都道府県が実施する「障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）」により、主として、視覚障害者を対象としたパソコン技能の習得・向上のための訓練が実施されている。

視覚障害者の職域の拡大を支える基盤として、このような職業能力開発の機会が充実してきていることを的確に理解しておくことが不可欠である。

(4) 視覚障害の状況

視覚障害は、視力の障害だけでなく、視野や色覚に障害がある場合もあり、また、先天的な障害である場合もあれば、病気や事故による中途障害である場合もある。このように、その状況や程度は様々であり、「見え方」も個人により異なっていることを確実に理解しておくことが、視覚障害者の的確な支援を行う上で、特に重要である。

2 視覚障害者の雇用の促進と安定のための支援

公共職業安定所における視覚障害者の雇用支援に当たっては、視覚障害の程度や状況は様々であることを十分理解するとともに、「求職視覚障害者の就職支援」と「在職視覚障害者の継続雇用支援」の二つの柱があることに留意し、それぞれ、以下を踏まえて的確な対応を行うこと。

(1) 求職視覚障害者の就職支援

① 的確な職業相談・職業指導の実施

求職視覚障害者に対する職業相談・職業指導に当たっては、「視覚障害者の職域、すなわち『あはき業』という固定的な認識を持つことなく、上記1で見た視覚障害者の職域拡大の状況等を踏まえて、求職視覚障害者の履歴やニーズを把握するとともに、就職支援から職場定着支援まで公共職業安定所が提供できる支援について情報提供すること。

また、障害者求人事業主に対しても、視覚障害者の職域や、公共職業安定所が中心となって②のチーム支援により就職から職場定着まで支援することについての正しい理解を促すとともに、必要に応じて、視覚障害者のための就労支援機器（別添7参照）や職場において視覚障害者の職務遂行を援助する「職場介助者」の配置等に係る助成制度等に関する情報提供、求人条件の緩和・調整を行って、適切な求人確保、職業紹介を実施すること。

その際、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）において、国、地方公共団体及び独立行政法人等は、原則として、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することを拒んではならず（同法第7条）、また、国等以外の事業主は、「その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない」（同法第10条）こととされていることを踏まえ、盲導犬を使用する視覚障害者の職業紹介に当たっては、求人事業主が盲導犬の同伴に難色を示す場合には、この法律の内容を説明し、適切な対応について指導すること。

② チーム支援の実施

平成18年4月18日付け職高発第0418001号（平成19年4月2日付け職高発第0402003号により改正）「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」（以下「連携通達」という。）の記の第3の1(2)イのチーム支援は、求職視覚障害者の就職支援においても有意義な対応であるので、チームによる支援の実施について積極的に取り組むこと。

チームの構成に当たっては、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターに加え、必要に応じて、対象視覚障害者の主治医等の眼科医療分野の専門家、視覚障害者の生活や職業に関する支援をしている団体（以下「視覚障害者支援団体」という。別添5参照）、障害者職業訓練コーディネーターの協力を要請すること。

なお、チーム支援を実施するに当たっては、対象視覚障害者にその意義等を説明の上、了解を得ること。

③ 求職視覚障害者の技能の習得・向上

支援を行うに当たり、新たな技能の習得、現有技能の向上が必要と判断される場合は、都道府県、障害者職業訓練コーディネーターと連携して、職業能力開発校への入校、障害者委託訓練の受講のあっせんに努めること。

なお、入校時期、開講時期等の事情から、職業能力開発校、障害者委託訓練の利用に不都合がある等の場合は、視覚障害者支援団体と相談する等により、他の

技能習得・向上の機会の確保に努めるよう配慮すること。

また、視覚障害者に係る福祉施策との連携強化、特に福祉施設から一般雇用への移行を促進していく観点からは、視覚障害者の技能の習得・向上を図る福祉施設である「国立視力障害センター」（「あはき師」となるために必要な指導・訓練教育を行う施設として全国5カ所設置）や「盲人ホーム」（「あはき業」の免許を有するが自営することや雇用されることの困難な人を対象に、必要な技術の指導を行い自立更生を図る福祉施設として全国24カ所設置）（別添4参照）について、これらの施設の利用段階から連携を図り、視覚障害者の福祉施設から一般雇用を目指した取組にも配慮されたい。

(2) 在職視覚障害者の継続雇用支援

在職中に視覚障害を受障した者については、その雇用を継続させ、離職を防ぐことが最も重要である。

そのため、障害者職業紹介業務取扱要領（4-4手引）第2章第3節の職業指導及び同章第8節の事業主に対する指導等として、以下により、在職視覚障害者の雇用の継続を図ること。

① 雇用事業主の理解の促進

在職視覚障害者の雇用の継続には、当該者を雇用する事業主の視覚障害に関する正しい理解と本人の雇用継続に向けた努力への支援、そして、雇用継続の決定が不可欠である。

特に、視覚障害者の職域は確実に拡大していることについて、事業主の正しい理解を促進することが重要である。事業主による「視覚障害者の職域、すなわち『あはき業』」との固定的な認識は「視覚障害を受障→従前の職務遂行不可能→退職やむなし」という対応に容易に直結する可能性が高いことから、まず、このような認識の払拭を図ること。

その際には、企業における視覚障害者の職域としては、「あはき業」の専門技能を活かして社員の健康管理に携わる「ヘルスキーパー」や、パソコンを活用することにより事務的職務も可能であることについて、下記4の(4)を活用する等により可能な限り具体的な事例を示すこと。また、必要に応じて視覚障害者のための就労支援機器（別添7参照）に関する情報提供を行いながら、公共職業安定所が障害者の職場定着の支援もコーディネートすることについて説明して、在職視覚障害者の雇用の継続について事業主の理解を深めるよう努めること。

また、必要に応じて、身体障害者補助犬法において、国、地方公共団体及び独立行政法人等は、原則として、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することを拒んではならず（同法第7条）、国等以外の事業主は、「その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない」（同法第10条）こととされていることを説明し、盲導犬の使用について理解の促進を図ること。

② 在職視覚障害者本人の雇用継続意欲の維持・喚起

在職中に視覚障害を受障した者本人の雇用に対する不安を軽減することが重

要である。

そのため、視覚障害者の職域拡大や職業能力開発機会の状況、視覚障害者支援団体について情報を提供するとともに、公共職業安定所が雇用事業主に対して雇用継続に向けた訓練等の障害者本人の努力への支援を求めていくことを伝え、現在の雇用を継続することを第一に支援を行っていくことを明確に示すこと。

③ チーム支援の実施

在職視覚障害者の継続雇用支援は、原則として、連携通達の記の第3の1(2)イのチームによる支援により実施するものとする。

チームの構成に当たっては、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターに加えて、雇用事業主の参画を得るとともに、必要に応じて、対象視覚障害者の主治医等の眼科医療分野の専門家、視覚障害者支援団体、障害者職業訓練コーディネーターの協力を要請すること。

なお、チーム支援を実施するに当たっては、対象視覚障害者にその意義等を説明の上、了解を得ること。

④ 在職視覚障害者の技能の習得・向上

在職中に視覚障害を受障した者の雇用継続に当たり、新たな技能の習得、現有技能の向上が必要と判断される場合は、都道府県、障害者職業訓練コーディネーターと連携して、職業能力開発校における在職者訓練の活用を図るほか、休職中の視覚障害者であって、その職場復帰のため障害者委託訓練を受講することが必要と判断される場合は、障害者委託訓練の活用を図ること。

また、入校時期、開講時期等の事情から、職業能力開発校の利用に不都合がある等の場合は、視覚障害者支援団体と相談する等により、他の技能習得・向上の機会の確保に努めるよう配慮すること。

3 公共職業安定所による支援についての周知等

視覚障害者の雇用の安定のためには、公共職業安定所は求職障害者の就職支援だけでなく、在職障害者の失業を防ぐための支援も行っていることについて、視覚障害者本人、事業主、医療や福祉の関係者に周知し、受障等により雇用上の課題が生じた場合には、公共職業安定所の利用が有力な選択肢として位置づけられるようにすることが重要である。

そのため、本省においては、当事者団体である（社福）日本盲人会連合、眼科医の団体である（社）日本眼科医会及び（財）日本眼科学会、事業主団体である（社）日本経済団体連合会、それぞれに対して、本通知の内容について説明し、理解を得ているところであるので、労働局及び公共職業安定所においても、以下を踏まえて、周知等を図ること。

(1) 地域の当事者団体に対する周知等

労働局職業対策課は、都道府県の視覚障害者当事者団体を訪問し、本通知の内容を説明し、理解を得るとともに、視覚障害者に対する情報提供について協力を得ること。

(2) 地域の眼科医会に対する周知等

労働局職業対策課は、都道府県の眼科医会を訪問し、当該地域における視覚障害者の就職状況等及び本通知の内容を説明し、理解を得るとともに、眼科医とその患者等との間における以下の事項について、協力を得ること。

- ① 患者である視覚障害者に対して、就労（継続）の可能性があることについて正しい理解を与えること。そのために、必要な補助具等の情報を提供すること。
- ② 患者である視覚障害者本人、その雇用者である事業主等の求めに応じて、当該事業主に対して、本人の残存機能、必要な補助具等について専門的助言・指導を行うこと。

(3) 地域の事業主に対する周知等

労働局及び公共職業安定所は、事業主を対象として障害者の雇用に関するセミナー等を実施する場合には、視覚障害者の職域の状況、視覚障害者の雇用継続のための公共職業安定所による支援について説明する機会を確保し、視覚障害者の雇用についての事業主の正しい理解を促進すること。

また、身体障害者補助犬法において、国、地方公共団体及び独立行政法人等は、原則として、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することを拒んではならず（同法第7条）、国等以外の事業主は、「その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない」（同法第10条）こととされていることについて周知し、盲導犬を使用する視覚障害者をはじめ、身体障害者補助犬を使用する身体障害者について、身体障害者補助犬を使用することを理由として不採用としたり、雇用関係が解消されたりすることがないように、理解の促進を図ること。

(4) 地域の障害者支援機関に対する周知等

労働局及び公共職業安定所は、上記2の(1)の②及び(2)の③のチーム支援を実施するに当たっての連携先である地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターをはじめとする地域の障害者支援機関に対して、地域の支援ネットワークの中で、本通知の内容について説明し理解を得ること。

(5) 地方公共団体に対する周知等

労働局及び公共職業安定所は、障害者雇用支援合同会議、都道府県障害者雇用連絡協議会、障害者雇用連絡会議の場等を活用して、都道府県の障害者福祉部局及び労働部局並びに教育委員会、市町村の障害者福祉部局及び教育委員会に対して、本通知の内容について説明して理解を得るとともに、その周知・啓発について協力を得ること。

4 関係資料

現時点において障害者雇用対策課にて把握している視覚障害者支援団体、職業訓練コース及び好事例等について整理した。上記2の支援等を実施するに当たり、当該資料を参考とするとともに、当該情報を基に、地域ごとに情報の充実・整備を図られたい。

(1) 視覚障害者を対象とする職業訓練

平成 18 年に実施された視覚障害者を対象とした障害者委託訓練・特別委託訓練及び障害者職業能力開発校の視覚障害者対象訓練コース等のリストである。

別添 3：視覚障害者を対象とする職業訓練コース（都道府県別開設コース）

(2) 視覚障害者の技能の習得・向上を図る福祉施設

「あはき師」となるために必要な指導・訓練教育を行う施設である「国立視力障害センター」及び「あはき業」の免許を有するが自営することや雇用されることの困難な人を対象に、必要な技術の指導を行い自立更生を図る福祉施設である「盲人ホーム」のリストである。

別添 4：「あはき業」関連の指導・訓練教育施設

(3) 視覚障害者支援のための社会資源

視覚障害者の生活や職業に関する相談、職業能力開発、各種情報提供等を行っている団体等のリストである。

別添 5：視覚障害者の支援団体等

(4) 視覚障害者の雇用促進に関する参考図書・資料

視覚障害者の雇用に関する好事例集や、支援団体等作成の参考図書・資料のリストである。

別添 6：視覚障害者の雇用促進に関する参考図書・資料リスト

(5) 視覚障害者のための就労支援機器

障害者の就労支援機器のうち、特に視覚障害者の利用を目的として開発された機器のリストである。

別添 7：視覚障害者のための就労支援機器リスト



平成18年度 視覚障害者職業紹介状況（4月～12月）

1 産業別就職件数

(件、%)

産業	視覚障害者				障害計		身体障害者			
		構成比	重度	構成比		構成比		構成比	重度	構成比
合計	1,274	100.0	702	100.0	33,369	100.0	19,823	100.0	7,760	100.0
農林漁業	2	0.2	0	0.0	345	1.0	112	0.6	34	0.4
鉱業	0	0.0	0	0.0	16	0.0	14	0.1	4	0.1
建設業	35	2.7	12	1.7	1,476	4.4	1,090	5.5	344	4.4
製造業	84	6.6	26	3.7	8,639	25.9	4,924	24.8	2,023	26.1
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.2	1	0.1	54	0.2	48	0.2	13	0.2
情報通信業	38	3.0	20	2.8	778	2.3	592	3.0	297	3.8
運輸業	20	1.6	5	0.7	2,032	6.1	1,288	6.5	350	4.5
卸売・小売業	128	10.0	44	6.3	5,364	16.1	2,768	14.0	1,049	13.5
金融・保険業	27	2.1	12	1.7	802	2.4	736	3.7	289	3.7
不動産業	16	1.3	7	1.0	356	1.1	261	1.3	109	1.4
飲食店、宿泊業	41	3.2	9	1.3	1,523	4.6	719	3.6	256	3.3
医療、福祉	644	50.5	472	67.2	3,706	11.1	2,490	12.6	1,264	16.3
教育、学習支援業	6	0.5	2	0.3	319	1.0	240	1.2	102	1.3
複合サービス事業	32	2.5	15	2.1	510	1.5	260	1.3	88	1.1
サービス業	188	14.8	76	10.8	6,790	20.3	3,818	19.3	1,372	17.7
公務・その他	11	0.9	1	0.1	659	2.0	463	2.3	166	2.1

2 職業別就職件数

(件、%)

職業	視覚障害者				障害計		身体障害者			
		構成比	重度	構成比		構成比		構成比	重度	構成比
合計	1,274	100.0	702	100.0	33,369	100.0	19,823	100.0	7,760	100.0
専門的・技術的職業	695	54.6	528	75.2	2,721	8.2	2,218	11.2	1,150	14.8
あんま・マッサージ・指圧、鍼、灸	582	45.7	444	63.2						
うち就職先が医療機関	160	12.6	117	16.7						
うち就職先が施術院	360	28.3	284	40.5						
ヘルスキーパー	45	3.5	39	5.6						
機能訓練指導員	13	1.0	12	1.7						
理学療法士	10	0.8	5	0.7						
ケアマネージャー	7	0.5	3	0.4						
情報処理技術者	9	0.7	4	0.6						
管理的職業	5	0.4	1	0.1	20	0.1	20	0.1	3	0.0
事務的職業	181	14.2	73	10.4	6,747	20.2	5,664	28.6	2,488	32.1
販売の職業	56	4.4	10	1.4	1,943	5.8	1,098	5.5	373	4.8
サービスの職業	75	5.9	22	3.1	2,504	7.5	1,293	6.5	445	5.7
保安の職業	17	1.3	1	0.1	674	2.0	542	2.7	125	1.6
農林漁業の職業	3	0.2	0	0.0	409	1.2	129	0.7	36	0.5
運輸・通信の職業	11	0.9	3	0.4	1,315	3.9	1,130	5.7	281	3.6
電話交換手	7	0.5	3	0.4						
生産工程・労務の職業	225	17.7	61	8.7	17,036	51.1	7,729	39.0	2,859	36.8
分類不能の職業	6	0.5	3	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0

3 規模別就職件数

規模別	視覚障害者				障害計		身体障害者			
		構成比	重度	構成比		構成比		構成比	重度	構成比
合計	1,274	100.0	702	100.0	33,369	100.0	19,823	100.0	7,760	100.0
1,000人以上	179	14.1	76	10.8						
500～999人	72	5.7	26	3.7	11,363	34.1	6,606	33.3	2,797	36.0
300～499人	64	5.0	28	4.0						
100～299人	152	11.9	81	11.5						
56～99人	100	7.8	49	7.0	8,006	24.0	4,685	23.6	1,725	22.2
55人以下	707	55.5	442	63.0	14,000	42.0	8,532	43.0	3,238	41.7

※ 障害計及び身体障害者の企業規模階級の区切りは「301人以上」、「56～300人」、「55人以下」である。

視覚障害者が実際に就いている「あはき業」以外の具体的職種例

社会福祉法人日本盲人福祉委員会「日本の視覚障害者（2004年版）」より抜粋

○ 大学教員

国立・公立・私立の大学及び短期大学に、常勤教員として働く重度視覚障害者が 20 人、非常勤講師として教鞭をとっている重度視覚障害者が 10 人ほどいる。専門領域は教育学、文学、社会学、法学、社会福祉学、自然科学、情報処理など多岐にわたる。

○ 弁護士

1973 年（昭和 48 年）から司法試験が点字で受験できるようになり、1981 年（昭和 56 年）に初めての点字合格者が出た。現在、点字で合格した 2 人、拡大読書機などで合格した強度弱視者 2 人が弁護士として働いている。

○ 医師

2001 年（平成 13 年）の医師法の改正により、医師免許付与の条件が変更され、全盲の視覚障害者でも医師免許が付与される可能性が生まれた。2003 年（平成 15 年）の国家試験で、医学部在学中に失明した男性が口頭試問の形式で受験して合格し、医師免許が付与された。現在、出身大学の医局で精神神経科の研修医として働いている。

○ 普通学校教員

点字による教員採用試験は 1970 年（昭和 45 年）代半ばから東京、大阪などで実施されてきた。1981 年（昭和 56 年）には、普通学校で教鞭をとる視覚障害教師が中心となって全国視覚障害教師の会も結成されている。1996 年（平成 8 年）、国が都道府県教育委員会に対して、障害のある教職員の雇用に努力するよう勧告した結果、点字受験の機会が大幅に増えた。現在、地方自治体が実施する教員採用試験に合格した 7 人をはじめ、教員になった後に中途失明した十数人が、晴眼の生徒を相手に教鞭をとっている。

○ 盲学校教員

普通科の教員は、点字による採用試験に合格して入った者が約 15 人、普通校で中途失明してから盲学校に異動した者が数人いる。これに対し、理療科教員は、全国の盲学校に約 600 人ほどいる。

○ 国家公務員

1991 年（平成 3 年）に、人事院が実施する一般職公務員試験の一部が点字で受験できるようになった。1996 年（平成 8 年）に初めて 2 種で合格者を出し、労働省（現在

は厚生労働省)に採用された。そのほか、特別採用や中途失明者の継続雇用により、数人の視覚障害者が働いている、また、国立視力障害センターには理療科教員が100人ほどいる。

○ 地方公務員

1974年(昭和49年)、東京都が福祉職について初めて点字試験を実施したが、これが視覚障害者の地方公務員への進出のきっかけとなった。その後、神奈川県や大阪府などでも採用試験を点字で実施するようになり、現在では約20都道府県が門戸を開放している。障害者特別枠で採用された者を含め、約80人の視覚障害の地方公務員が働いている。

○ 情報処理技術者

2年制の盲学校専攻科と3年制短大を含め4カ所の養成機関があり、年間十数人が卒業または修了している。そのほか、大学で数学を学んだ者が企業でシステム・エンジニアとして働いている例もあり、現在全国で約60人の視覚障害プログラマーがいる。なお、情報処理技術者試験は点字で受験することができる。

○ 電話交換手

日本ライトハウスをはじめ、全国3カ所で養成訓練が行われている。30年以上の歴史があり、全国で300人ほどがこの業務に従事している。ダイヤルインの普及や企業の合理化により雇用の機会が減少する一方、パソコンやコンピュータ・ネットワークと電話の統合化など、視覚障害者が働きにくい職場環境の拡大など、この分野における課題は多い。

○ 録音ワープロ速記者

日本盲人職能開発センターで養成が行われている。当初はカナタイプを用いていたが、視覚障害者用音声ワープロの開発に伴い、現在では録音内容を直接漢字かな混じり文として入力している。一般企業に就職する例は少なく、東京ワークショップ(通所授産施設)を中心に約40人が働いている。

○ 民間施設職員

視覚障害者を対象にした各種施設にも、かなりの視覚障害者が働いている。施設長に視覚障害者が多いが、点字図書館などには視覚障害職員が目立つ。

○ 会社経営者

大部分が中途失明者で、失明前に経営していた人が多い。現役で働く社長により日本盲人経営者クラブが結成されており、約50人が加入している。毎年各地で総会をもち、新しい盲人経営者を表彰し、経営を継続するように勇気づけている。



						1	19
	(3	011-521-4851	
					3	1-1 018-888-1800	
	NPO					043-206-7101 2-6-1 205	
						3-21-5	
	NPO					047-336-5112 4-5-16	
						047-426-1243	
					1	160-0003 10 3 03(3341)0900	18 9 12 15 19 4 5 20 3 25
					3	156-0043 1-46-7 1F 03(6379)3888	19 3 19 5
	PO				3	5-39-15	
		PC HP			3	042-745-5456 5-7-6	
						045-948-5220	
						076-231-6615	
	(052-757-3522	
	(603-8302 11 075-462-4400 075-462-4402	
	()					604-0847 075-257-6233	
	(4	603-8302 11 075-462-4400 075-462-4402	
			()				19 3 3 9 19 4 5 20 3 19
						2-4-37	
						06-6961-5521	19 3 3 9 19 4 5 21 3 19
							(4 6 12
	()				3	093-201-2037	

						1	19
			5			0120-562816 F	
			2			432-8023 2-47-36 063-455-4419	
			5		3	F	
					2		
					2		
		e	1,2			062-222-8211	

					19	19
					1	5 9
			1 3		1	19 2007 2 28 2007 3 2007 4 5 1
			(1) 18 (2) (3) (4)	() 3 2	1	20 18 12 25 19 2 8 2 23 24

	160-0008 Tel 03-3341-0900	10-3		OA	
					10
	538-0042 Tel 06-6704-7201	2-4-37			10



						19	19
		(56	18		3	
		(47			5	

17

1			1-35-2
2			21-1
3			4-1
4			1070
5			4820

1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			







http://www.normanet.ne.jp/~nichimo/		
http://www.healthkeeper-jp.com/		
http://www.os.rim.or.jp/~moushoku/		
http://www.span.jp/		PC
http://203.179.91.145/lightsearch/Top.aspx		
http://www.moudouken.net/		
http://www.turtle.gr.jp/		

VIRN http://www.twcu.ac.jp/~k-oda/VIRN/		Low Vision Clinic
http://www.jslrr.org/		
http://www.jeed.or.jp/		



(
No 1 (4 1 9 10	03-5400-1625
No 2 (4 9	
NO 3		4 9	
NO 5		5 3	
No 12		12 3	
(
No 72		5	
No 76 -- --		6	
No 92 (18 3	
		5	
(
16		17 3	
(DVD			
		10	
		11	
-- --		17	

		16 3	http://www.tepsys.co.jp/aboutus/health_keeper.html
		18 5	mail@turtle.gr.jp E-mail
		9 12	mail@turtle.gr.jp E-mail
		15 12	mail@turtle.gr.jp E-mail



<http://www.kiki.jeed.or.jp/index.html>

	XPRader		http://www.ssct.co.jp/barrierfree/95reader/index.html
		WindowsXP	http://www.aok-net.com/index.htm
	JAWS for Windows Professional Version 7.1		http://www.extra.co.jp/index.html
		()	http://www.skyfish.co.jp/focustalk/index.html
			http://121ware.com/software/zoo
	MAGic for Windows Version9.5		http://www.extra.co.jp/index.html
			http://www.aok-net.com/index.htm
			http://www.eyefriends.jp/
			http://www.inet-jp.net/
			http://www.wamedia.co.jp/
			http://www.aok-net.com/index.htm
	III		http://www.aok-net.com/index.htm
	II		http://www.aok-net.com/index.htm
	3.04 Windows	Windows	http://www.ibm.com/jp/
			http://www.wamedia.co.jp/
			http://www.aok-net.com/index.htm

		46	http://www.kgs-jpn.co.jp/
			http://www.kgs-jpn.co.jp/
	USB		http://www.knowlec.com/
	PDA		http://www.extra.co.jp/index.html
		24 × 32	http://www.kgs-jpn.co.jp/
		32 × 48	http://www.kgs-jpn.co.jp/
			http://www.neitz.co.jp/
			http://www.jmc-bizcon.co.jp/index.html
			http://www.times.ne.jp/
			http://www.5ocn.ne.jp/~tieman/
			http://www.vondeko.co.jp/
		15	http://www.vondeko.co.jp/
			http://www.neitz.co.jp/
			http://www.neitz.co.jp/
			http://www.5ocn.ne.jp/~tieman/
	64 TFT	800	http://www.5ocn.ne.jp/~tieman/
			http://www.jmc-bizcon.co.jp/index.html
			http://www.times.ne.jp/
		300	http://www.times.ne.jp/
			http://www.5ocn.ne.jp/~tieman/
			http://www.5ocn.ne.jp/~tieman/

				http://www5.ocn.ne.jp/~tieman/
				http://wwwjmc-bizcon.co.jp/index.html
				http://www.vondeko.co.jp/
				http://www.vondeko.co.jp/
				http://www5.ocn.ne.jp/~tieman/
				http://www5.ocn.ne.jp/~tieman/
				http://www5.ocn.ne.jp/~tieman/
				http://www5.ocn.ne.jp/~tieman/
				http://eyefine.jp/
		Windows		http://japan.nuance.com/
				http://www.wainet-jp.net/
			CD	http://www.waok-net.com/index.htm
				http://www.waok-net.com/index.htm
				http://www.wainet-jp.net/
				http://www.temcy.com/
	EXTRA for Windows Version4	HTML	PDF	http://www.extra.co.jp/index.html
				http://www.tellme.jp/index.html
				http://www.wamedia.co.jp/
				http://www.plextalk.com/jp/index.html
				http://www.plextalk.com/jp/index.html
				http://www.wainet-jp.net/
				http://www.wainet-jp.net/